

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（案）の概要

1 目的（条例第 1 条）

再生可能エネルギー発電設備（太陽光及び風力）の設置に伴う災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とします。

2 適用除外（条例第 8 条）

- ・ 発電出力が 10 キロワット未満のもの。
- ・ 建築物に対象設備を設置するもの。

3 抑制区域（条例第 7 条）

市長は、次に該当する区域のうち特に必要があると認めるものを、再生可能エネルギー発電事業の「抑制区域」として規則で定めます。（別表「抑制区域の一覧」のとおり）

- ・ 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域。
- ・ 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域。
- ・ 優れた景観が良好な状態に保たれている区域。
- ・ 再生可能エネルギー発電事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域。

4 地域住民等への説明（条例第 9 条）

事業者は、対象となる再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、あらかじめ地域住民等に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する説明会を実施し、地域住民等の理解が得られるよう努めなければなりません。地域住民等は、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業について意見を申し出ることができ、事業者は、申し出をした地域住民等と協議しなければなりません。

5 届出・同意（条例第 10 条・第 11 条）

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、着手しようとする日の 60 日前までに当該再生可能エネルギー発電事業に係る事項を市長に届け出なければなりません。また、あらかじめ事業の着手前までに、市長の同意を得なければなりません。

6 同意の基準等（条例第 12 条）

- ・市長は、再生可能エネルギー発電事業の計画が規則で定める基準に適合していて、かつ、自然環境及び生活環境の保全上支障がないと認めるときは同意します。
- ・市長は、自然環境及び生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、再生可能エネルギー発電事業の計画の変更を求めます。
- ・市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとしますが、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りではありません。
- ・市長は、この条例の目的を達成するために必要な条件を付すことができます。

7 維持管理等に関する定期報告（条例第 17 条）

- ・事業者は、稼働状況及び保守点検の維持管理の実施状況について、再生可能エネルギー発電事業の設置工事が完了した日からおおむね 1 年ごとに 1 回、市長に報告をしなければなりません。
- ・事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害又は火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であつて、土砂流出等事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告をしなければなりません。
- ・市長は、地域住民等、市民又は地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、再生可能エネルギー発電事業の維持管理状況について、事業者に対し報告を求めることができます。

8 再生可能エネルギー発電事業の廃止等（条例第 18 条）

- ・事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、廃止した日から起算して 14 日以内に、市長にその旨を届け出るとともに、関係法令に基づき対象設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければなりません。
- ・市長は、届出があつたときは、当該届出をした事業者に対し、撤去等計画に基づき対象設備の用途廃止に係る適正な措置を取ること及び事業区域の跡地利用に関する計画を定めこれを推進することを求めることができます。

9 指導、助言及び勧告（条例第 20 条）

市長は、必要があると認めるときは、事業者又は土地所有者等に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができます。また、期限を

定めて必要な措置を講じるよう勧告することができます。

10 公表（条例第 21 条）

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容について、国及び県へ情報を提供するとともに公表することができます。

11 経過措置（附則第 3 項）

この条例の施行日以後に工事に着手する事業者には第 9 条から第 21 条までの規定を適用しますが、この条例の施行日前に工事に着手又は再生可能エネルギー発電事業を実施している事業者にも、次のとおり適用します。

- ・再生可能エネルギー発電事業に係る事業の届出（条例第 10 条）
- ・再生可能エネルギー発電事業の中止又は再開の届出（条例第 14 条）
- ・再生可能エネルギー発電事業の承継の届出（条例第 16 条）
- ・維持管理に関する定期報告（条例第 17 条）
- ・再生可能エネルギー発電事業の廃止等（条例第 18 条）
- ・報告及び立入調査（条例第 19 条）
- ・指導、助言及び勧告（条例第 20 条）
- ・公表（条例第 21 条）

別表 抑制区域の一覧

抑制区域	根拠法令等
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
砂防指定地	砂防法
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
自然公園区域	静岡県立自然公園条例
海岸保全区域	海岸法
河川区域及び河川保全区域	河川法
地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林	森林法
農業振興地域内の農用地区域 (営農型太陽光発電事業を除く)	農業振興地域の整備に関する法律
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
風致地区	都市計画法
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	都市計画法
指定大規模既存集落	都市計画法
景観地区	景観法
指定文化財の所在する区域 史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 湖西市文化財保護条例